

幼保連携型認定こども園 指導監査(施設監査)の主な着眼点

主な根拠及び関係法令

▼松山市条例・規則

交付年月日	正式名称		省略表記
平成27年3月31日	規則第25号	松山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	-
令和6年7月11日	条例第43号	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	設備運営基準条例

▼関係法令、告示等

交付年月日	正式名称		省略表記
平成18年6月15日	法律第77号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法
平成26年6月4日	政令第203号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	-
平成26年7月2日	内閣府・文部科学省・厚生労働省第2号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	施行規則
平成26年4月30日	内閣府・文部科学省・厚生労働省第1号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	-
平成29年3月31日	内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	教育・保育要領
昭和22年3月31日	法律第26号	学校教育法	学校教育法
昭和22年5月23日	文部省令第11号	学校教育法施行規則	学校教育法施行規則
昭和33年4月10日	法律第56号	学校保健安全法	学校保健安全法
昭和33年6月13日	文部省令第18号	学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則
昭和23年7月24日	法律186号	消防法	消防法
昭和36年4月1日	自治省令第6号	消防法施行規則	消防法施行規則
平成15年5月30日	法律57号	個人情報保護に関する法律	個人情報保護法
昭和23年12月29日	厚生省令第63号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	最低基準
昭和22年4月7日	法律第49号	労働基準法	労働基準法
昭和22年8月30日	厚生省令第23号	労働基準法施行規則	労働基準法施行規則
昭和47年6月8日	法律第57号	労働安全衛生法	労働安全衛生法
昭和47年9月30日	労働省令第32号	労働安全衛生規則	労働安全衛生規則
平成5年6月18日	法律第76号	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パート・有期労働法
平成3年5月15日	法律第76号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法
昭和41年7月21日	法律第132号	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法
昭和47年7月1日	法律第113号	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法
令和8年12月25日	法律第69号	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律	子ども性暴力防止法

▼関係通知等

交付年月日	正式名称		省略表記
昭和39年8月1日	児発第669号	児童福祉施設等における衛生管理の強化について(抄)別添	-
平成9年3月31日	社援第65号	社会福祉施設における衛生管理について	-
平成9年6月30日	児企第16号	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号通知
平成13年7月23日	雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
平成17年2月22日	健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	感染症等発生時報告通知
平成18年10月6日	雇児総発第1006001号	児童福祉施設における施設内虐待の防止について	雇児総発第1006001号通知

平成26年11月28日	府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	府政共生第1104号通知
平成27年12月7日	府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号	子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について	-
平成27年2月20日	消防予第1号	新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について	-
平成27年3月31日	府政共生第351号・26初幼教第39号・雇児総発0331第1号・雇児職発0331第2号・雇児保発0331第2号・雇児母発0331第7号	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業について	-
平成27年12月7日	府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	府子本第373号通知
平成28年1月18日	府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	食事の外部搬入等通知
平成28年3月31日	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故防止及び対応ガイドライン
平成28年4月1日	府子本第193号	「第3次食育推進基本計画」に基づく幼保連携型認定こども園における食育の推進について	-
平成28年10月31日	28障第807号	社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	-
平成28年11月1日	28長第708号	社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン	県災害対策計画ガイドライン
平成29年3月29日	雇児総発0329第1号	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発0329第1号通知
平成29年3月31日	府子本第229号・28文科初第1859号・雇児発0331第28号	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の全部を改正する告示の公示について	-
平成29年6月16日	生食発0616第1号	大量調理施設衛生管理マニュアル	生食発0616第1号
平成30年3月30日	府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号	幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について	-
平成31年3月29日	子母発0329第2号	「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について	支援ガイド
令和2年1月21日	健発0121第7号	食事による栄養摂取量の基準の一部改正について	食事摂取基準
令和2年3月31日	子発0331第1号・障発0331第8号	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	食事の提供援助及び指導通知
令和2年3月31日	子母発0331第1号	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	食事計画通知
令和2年12月25日		日本食品標準成分表2020年版(八訂)	食品成分表
令和4年6月13日	府子本第659号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について	子保発0613第1号通知
令和4年12月26日	府子本第1107号	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について	-
令和5年3月31日	府子本第386号・4文科初第2796号・子発0331第8号	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」の一部改正について	-
令和5年5月12日	こ成保44号、5文科初第420号	昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について	こ成保44号通知
令和6年3月22日	こ成安第36号、5教参学第39号	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成保36号通知
令和6年3月22日	こ成安第37号、5教参学第40号	教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について	こ成保37号通知
令和6年9月27日	こ成基第187号、6文科初第1340号	保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有するための対策について	こ成基第187号
令和7年9月17日		児童福祉施設等における食事の提供ガイド	食事の提供ガイド

幼保連携型認定こども園 指導監査(施設監査)の主な着眼点

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
I 教育・保育環境の整備に関する事項				
1 学級編成及び職員配置の状況				
	(1) 学級編成	満3歳以上の園児は、学級を編成し、原則1学級30人以下で同じ年齢にある園児としているか。※経過措置あり	指導	設備運営基準条例第4条、運用上の取扱い1
	(2) 園長	園長を配置しているか。 園長は教育職員免許法による教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、施行規則第12条に規定する職の経験が5年以上あるか。	指導	法第14条第1項、施行規則第12条・13条
	(3) 副園長又は教頭	配置するよう努めているか。(努力義務) 配置している場合は、園長の資格要件を満たしているか。	助言	設備運営基準条例第5条第5項 施行規則第14条
	(4) 保育教諭	保育教諭(幼稚園教諭普通免許状と保育士登録の両方を有する者)を配置しているか。	指導	法第14条第1項、第15条第1項 附則第5条第1項
	(5) 主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、事務職員	配置するよう努めているか。(努力義務)	助言	設備運営基準条例第5条第5項
	(6) 学級担任	主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を各学級ごとに1人以上配置しているか。 ※保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができる。 ※学級数の1/3の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師に代えることができる。	指導	設備運営基準条例第5条第1項、第2項
○	(7) 教育及び保育に直接従事する職員の数	園児の教育・保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で下記の園児の年齢に応じて配置しているか。 ・満1歳未満の園児: おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の園児: おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の園児: おおむね15人につき1人 (経過措置期間終了: R9年度末まで) ・満4歳以上の園児: おおむね25人につき1人(経過措置あり) 【看護師等の配置特例】 ※乳児の有無にかかわらず、保健師、看護師、准看護師を1人に限り保育教諭等とみなすことができる。(※乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等は保育の質を保つため、別途要件あり) また、障がい児保育充実のために、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り保育士とみなすことができる。 【保育所等における保育士配置に係る特例】 ①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 ②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 ③保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例	指導	設備運営基準条例第5条第3項 附則第8～11項、第12項 運用上の取扱い2(1)
	(8) 調理員	調理員を配置しているか。(ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる)	指導	設備運営基準条例第5条第4項
	(9) 学校医	学校医を配置しているか。	指導	法27条、学校保健安全法第23条
	(10) 学校歯科医	学校歯科医を配置しているか。	指導	法27条、学校保健安全法第23条
	(11) 学校薬剤師	学校薬剤師を配置しているか。	指導	法27条、学校保健安全法第23条
2 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等				
○	(1) 園舎	①原則として2階建て以下か。3階建ての場合は、要件を満たしているか。 ②乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下、保育室等)は1階に設けているか。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす場合の例外あり) ③3階以上に設置する保育室等は3歳未満児の園児の保育の用に供しているか。(一部例外規定あり) ④園舎と園庭は、原則として同一敷地内又は隣接されているか。 ⑤次に掲げる(ア)と(イ)を合算した面積以上を有しているか。 (ア)1学級: 180㎡、2学級以上: 320+100×(学級数-2) (イ)満3歳未満児に必要な乳児室・ほふく室・保育室又は遊戯室の合計面積 以下の面積にそれぞれ園児数に乗じて得た面積の合計 ・満2歳未満のほふくしない子ども: 1.65㎡(乳児室) ・満2歳未満のほふくする子ども: 3.3㎡(ほふく室) ・満2歳以上園児: 1.98㎡(保育室又は遊戯室) ※ただし、幼稚園又は保育所から移行する場合は特例措置あり	指導	設備運営基準条例第6条第6項、第13条 第1項(準用: 最低基準第32条第8号) 附則第5～7条 運用上の取扱い3(2)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
○	(2) 園庭	次に掲げる面積を合算した面積以上あるか。 ①次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア)2学級以下:330+30×(学級数-1)、3学級以上:400+80×(学級数-3) (イ)3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じた面積 ②3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じた面積 ※ただし、幼稚園又は保育所が移行する場合は特例措置あり。	指導	設備運営基準条例第6条第7項 附則第5.6条
	(3) 設備の種類	次に掲げる設備を備えているか。 ①職員室 ・保健室との兼用可。 ②乳児室又はほふく室 ・満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合のみ。 ③保育室 ・遊戯室との兼用可。 ・満3歳以上の園児に係るものは、学級数を下回ってはならない。 ④遊戯室 ・保育室との兼用可。 ⑤保健室 ・職員室との兼用可。 ⑥調理室 ・満3歳以上児に係る食事の提供を外部搬入で行う場合は、調理室の代わりに調理設備で可。 ・園内での調理対象となる園児数が20人以下の場合は、調理室の代わりに調理設備で可。 ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ・飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別されているか。	指導	設備運営基準条例第7条第1項～第5項
	(4) 設備の面積	各設備の面積が、それぞれ以上有しているか。 ①乳児室:1.65㎡×満2歳未満のほふくをしない園児数 ②ほふく室:3.3㎡×満2歳未満のほふくをする園児数 ③保育室又は遊戯室:1.98㎡×満2歳以上の園児数 ※ただし、幼稚園が移行する場合は特例措置あり	指導	設備運営基準条例第7条第6項 附則第4条
	(5) 備えるよう努める設備	次の設備を備えるよう努めているか。(努力義務) ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・園児清浄用設備 ・図書室 ・会議室	助言	設備運営基準条例第7条第7項
	(6) 園具及び教具	学級数及び園児数に応じて、必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。また、常に改善し、補充しているか。	指導	設備運営基準条例第8条
	(7) 掲示	建物又は敷地の公衆の見えやすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	指導	設備運営基準条例第11条
3 教育・保育を行う期間・時間				
	(1) 教育週数及び時間	毎学年の教育週数は、特別の場合を除き39週を下回っていないか。また、1日当たりの教育時間は4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮されているか。	指導	設備運営基準条例第9条第1項第1号、第2号
	(2) 保育時間	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めているか。	指導	設備運営基準条例第9条第1項第3号、第2項
	(3) 開園日時	開園日は、日曜及び国民の祝日を除いた日を原則としているか。また、開園時間は11時間を原則としているか。	指導	府政共生第1104号通知
4 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組				
○	(1) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。(努力義務)	助言	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第7条の2第1項)
○	(2) 研修機会の確保	職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	指導	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第7条の2第2項)
○	(3) 免許・資格の計画的取得	【幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の免許・資格のみで保育教諭等となることができる特例を活用している場合】 併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内(令和11年度末)に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、当該保育教諭等が特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組を実施しているか。	指導	こ成基第187号通知
○	(4) 自己評価	教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。	指導	法第23条 施行規則第23条
	(5) 外部評価	自己評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。(努力義務)	助言	施行規則第24条
	(6) 第三者評価	教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めているか。(努力義務)	助言	施行規則第25条

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	(7) 就業規則等の整備	①就業規則等、必要な規程類が整備されているか。	参考	労働基準法第89条
	(8) 労使協定	①労働基準法第24条の労使の協定が締結されているか。 ②また、第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。 ③36協定の限度時間数を超えて時間外労働をしていないか。	参考	労働基準法第24条、第36条
	(9) 労働条件の明示	職員の採用時又は契約更新時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	参考	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パート・有期労働法第6条
	(10) 給与	給与規程等に従って運用されているか。	参考	労働基準法第89条 パート・有期労働法第8条、第9条
施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額となっていないか。		参考	雇児発第488号通知	
各種手当が規定され、適正に支払われているか。		参考	こ成事第175号	
	(12) 労働時間	労働時間の状況を適切な方法で把握しているか。	参考	労働安全衛生法第66条の8 労働安全衛生規則第52条の7の3
法定労働時間を超えて労働させていないか。		参考	労働基準法第32条	
変形労働時間制に関する労使協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。		参考	労働基準法第32条の2、第32条の4	

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	(13) 時間外労働等に対する割増賃金の支給	時間外労働等に対し、割増賃金が適正に支給されているか。	参考	労働基準法第37条
	(14) 年次有給休暇	適正な有給休暇制度が導入されているか。	参考	労働基準法第39条
		就業規則等に従って運用されているか。	参考	労働基準法第89条
	(15) 育児・介護休業	適正な育児・介護休業制度が導入されているか。	参考	育児・介護休業法
		育児・介護休業規程等に従って運用されているか。	参考	育児・介護休業法
	(16) 健康診断・安全衛生管理体制	職員の健康診断(雇入時、定期)が適正に行われているか。	参考	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条
		衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等、適正な安全衛生管理体制が整備されているか。	参考	労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	(17) ハラスメント防止措置	職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置がとられているか	参考	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 民法
II 教育・保育内容に関する事項				
1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成				
○	(1) 教育及び保育の計画	<p>教育基本法、児童福祉法、認定こども園法その他の法令並びに教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成しているか。</p> <p>①長期及び短期ともに具体的な指導計画が作成されているか。 ②年・数か月単位の期・月などにわたる長期の指導計画に、それぞれの期間の特徴に応じてこどもの生活や発達を見通し、環境の構成や具体的なねらい及び内容が策定されているか。 ③長期指導計画に基づき、短期の指導計画を作成し、園児の生活のリズム等への配慮がなされているか。 ④長時間にわたる保育については、指導計画に、保育の内容や方法や職員の協力体制、家庭との連携などが位置づけられているか確認する。その際、こどもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態への配慮がなされているか。 ⑤障害のあるこどもの保育について、個別の教育及び保育支援計画や個別の指導計画を作成し、適切に対応しているか。 ⑥保育日誌等により保育の過程を記録しているか。 ⑦指導計画に基づく教育及び保育の内容について、記録等をもとに職員会議や学級会議、週案会議等にて見直しが行われているか。</p>	指導	教育・保育要領第1章第2-1 法第9条、教育保育要領第1章第1
	(2) 記録状況	出席簿を作成し、園則、学校日誌等の表簿を備えているか。	指導	施行規則第26条(準用:学校教育法施行規則第25条、第28条)
2 小学校教育との円滑な接続				
	(1) 指導要録	園長は、在籍する園児の指導要録を作成し、園児が進学した場合や転園した場合は、指導要録の写し等を進学先並びに転園先の園長等に送付しているか。 また、指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録は20年保存としているか。	指導	施行規則第30条
3 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携				
	(1) 子育て支援の内容	<p>子育て支援事業は、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下でおこなっているか。</p> <p>以下のいずれかの事業を実施しているか。</p> <p>①地域の子どもや保護者の相互交流の場を開設し、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う事業。 ②地域の家庭で、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う事業。 ③保護者の疾病等により、家庭で保育されることが一時的に困難となった地域の子どものつき、認定こども園又はその居宅で保護を行う事業。 ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する民間団体又は個人との連絡及び調整を行う事業。 ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体又は個人に対する必要な情報提供及び助言を行う事業。</p>	指導	設備運営基準条例第10条 法第2条第12項、第9条 施行規則第2条
	(2) 地域社会との連携	地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めているか。(努力義務)	助言	設備運営基準条例第10条
4 職員による、園児に対する虐待その他その心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置				
○	(1) 虐待等の禁止・虐待通報義務	<p>①職員等が入所児童に対し、虐待や心身に有害な影響を及ぼす行為を行っていないか。 ②児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 ③虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村等行政機関に通報しているか。</p>	指導	設備運営基準条例第13条(準用:児童福祉施設設備運営基準条例第9条の2) 雇児総発第1006001号 こ成保44号 児童福祉法第33条の11,12

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
○	(2) こども性暴力の防止 【令和8年12月25日施行】	①雇入れ等の際に特定性犯罪前科の有無の確認を行っているか。 (再犯防止対策)	指導	こども性暴力防止法
		②早期把握のための児童等との面談等の実施、児童等が容易に相談できる体制の整備を行っているか。(初犯防止対策)	指導	
		③児童対象性暴力の防止に対する関心を高め、取り組みに理解を深めるための研修を実施しているか。(初犯防止対策)	指導	
		④従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、防止措置(教育・保育業務に従事させないなど)を講じているか。	指導	
		⑤犯罪事実確認記録等の管理責任者を設置し、記録を適正に管理しているか。	指導	
		⑥犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿を備え、保存しているか。	指導	
		⑦犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去を適切に行っているか。	指導	
III 健康・安全・給食に関する事項				
1 健康の保持増進に関する取組状況				
	(1) 学校保健計画の策定	園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第5条) 教育・保育要領第3章第1
	(2) 健康診断	①定期健康診断を入園時及び年2回(そのうち1回は6月30日までに)を原則として実施しているか。 ②検査項目は、学校保健安全法施行規則第6条第1項のうち第8号を除く事項としているか。 ③健康診断票を作成し、結果を保護者へ通知しているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第13条) 施行規則第27条(準用:学校保健安全法施行規則第5条～第10条) 教育・保育要領第3章第1
○	(3) 感染症対応	感染症対策が適切に行われているか。	指導	教育・保育要領第3章第1、3(2) 食事計画通知 感染症等発生時報告通知 衛生管理等通知
○	(4) 園児の心身の状態等の観察等	①園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。 ②登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切に対応しているか。 ③不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し適切な対応を図っているか。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告しているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第9条) 教育・保育要領第3章第1
2 事故防止・安全対策に関する取組状況				
○	(1) 学校安全に関する計画	当該施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第27条) 教育・保育要領第3章第3
○	(2) 施設及び設備の安全点検	毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第27条、第28条、学校保健安全法施行規則第28条) 教育・保育要領第3章第3
○	(3) 事故防止及び事故発生時の対応	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」(危機管理マニュアル)を作成しているか。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第29条)、 事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組み:施設・事業者向け) 子保発0613第1号通知 教育・保育要領第3章第3の2
		①睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、児童を一人にしているか、安全な睡眠環境を整えているか。 ②プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ③児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 ④窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。 ⑤事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	助言	

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
○	(4) 安全管理	①通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。	指導	法第27条(準用:学校保健安全法第29条の2)府子本第1107号
		②送迎用の自動車を運行する場合、プザー等児童の見落としを防止する装置を設置し、当該装置を用いて降車時の所在確認をしているか。 (※安全装置の設置に関する経過措置は令和6年3月31日で終了。) ※安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限る。	指導	
	(5) 業務継続計画	(1)感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画である「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じるよう努めているか(努力義務) (2)職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努めているか(努力義務) (3)定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。(努力義務)	助言	設備運営基準条例第13条(準用:児童福祉施設設備運営基準第9条の3) 児童福祉施設における業務継続ガイドライン
	(6) 重大事故等の報告再発防止措置	①事故発生時には速やかに当該事実を松山市に報告しているか。 ②死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	指導	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条 こ成安第45号 事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組み:施設・事業者向け)
○	(6) 避難及び消火訓練	①安全計画に定める避難訓練を実施しているか。 ②消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか。	①指導 ②参考	認定こども園法第27条 消防法施行規則第3条第10項、11項
○	(7) 防犯対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。	指導	認定こども園法第27条 教育・保育要領第3章第3
○	(8) 衛生管理・防災安全対策	災害が発生した際に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めているか。(努力義務)	助言	設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第1項準用)
3 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況				
	(1) 食育の計画	①食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。(努力義務) ②園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意義、調理する人への感謝の気持ちが育つように食に関する環境に配慮しているか。	助言	教育・保育要領第3章第2
	(2) 食事計画	①園児一人一人の発達及び発育状態、栄養状態、生活状況等を把握・評価した上で、給与栄養量の目標を設定するよう努めているか。(努力義務)	助言	設備運営基準第13条第1項(保育所設備運営基準第11条第2項準用)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
○	(3) 献立内容	①献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。 ②食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。 ③調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 ④季節感や地域性等を考慮し品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れているか。(努力義務) ⑤食事の内容に対する配慮をしているか。(努力義務)	①～③ 指導 ④⑤ 助言	設備運営基準第13条第1項(保育所設備運営基準第11条第2項～第4項準用) 子発0331第1号通知1(4)
○	(4) 食事	①3歳未満児の食事提供は、原則として自園調理で行われているか。 ②食事の環境に対する配慮をしているか。(努力義務) ③食事の提供に関する記録を作成しているか(努力義務) ④園児の嗜好、発達状態の情報収集、共有が行われているか。(努力義務) ⑤アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。(努力義務)	①指導 ②～⑤ 助言	設備運営基準第13条第1項(保育所設備運営基準第11条第1項・第3項～第5項準用) 子発0331第1号通知1(4)
○	(5) 発育及び健康状況に応じた配慮	①園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。 ②食物アレルギーに関して、関係機関と連携して園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。 ③食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務)	①②指導 ③助言	教育・保育要領第3章第1第2 食事摂取基準 食事の提供援助及び指導通知 支援ガイド 食事計画通知 府子本第373号通知
	(6) 衛生管理	①食中毒対策が適切に行われているか。(努力義務) ②入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ③検食は適切になされているか。(努力義務) ④保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。(努力義務)	助言	教育・保育要領第3章第3の1(2)
	(7) 検便の実施	調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便を受けているか。	指導	社援発第1212001号通知Ⅲ1(7)
	(8) 食事の外部搬入	【満3歳以上児に対する給食の外部搬入を行う場合】 ①加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 ②受託者との契約内容が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。 ③栄養士による必要な配慮が行われているか。 ④受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。 ⑤受託者が適時適切な対応を行うことができているか。 ⑥受託者が食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。(努力義務)	①～⑤ 指導 ⑥ 助言	設備運営基準第13条第1項(保育所設備運営基準第32条の2第1号～第5号準用)
IV その他				
○	(1) 苦情解決	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	指導	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第14条の3第1項)
	(2) 園則	次に掲げる事項が園則に記載されているか。 ①学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ②教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ③保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦その他施設の管理についての重要事項	指導	法施行規則第16条
	(3) 個人情報の取扱い	①個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 ・HP等への写真掲載など個人情報に関する同意書の取得 ②個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。 ・個人情報保護に関する規定の整備	参考	法第13条第1項(準用:最低基準第14条の2)個人情報保護法第15～27条

重点事項		項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(4) 会計経理	<p>①会計諸帳簿と証憑書類が整備されているか。</p> <p>②内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p>	指導	<p>雇児発第488号通知 経理等通知 経理等取扱通知 経理等運用通知</p>
		(5) 契約	<p>物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。</p>	指導	<p>雇児総発0329第1号通知 経理等通知 経理等取扱通知 経理等運用通知</p>